

# Comparative Study of the Educational History of the Creation of Chinese and Japanese Elementary School Teachers 1

|       |   |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: jpn<br>出版者:<br>公開日: 2017-10-03<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者:<br>メールアドレス:<br>所属: |
| URL   | <a href="http://hdl.handle.net/2297/619">http://hdl.handle.net/2297/619</a>                 |

# 中日初等教育教師の創出についての比較教育史的研究

## 農村小学校の無資格教師を中心に (1)

江森 一郎・胡 国勇\*

Comparative Study of the Educational History of the Creation of Chinese and Japanese Elementary School Teachers,—Focusing on Rural Non—Qualified Elementary Teachers

Ichiro EMORI, Hu Guo Yong

### はじめに

ある書に「西洋の諺に『教師は学校を作る』と云って、教師は学校の中心であって、教師さえあれば、砂の中でも教育は出来るが、日本では教師より先に学校を作ったのである。」<sup>1)</sup>と云っている。新中国の農村でも明治日本と同様に、教師よりも先にまず学校を作ったのであった。異なる時代の両国において、無資格教師問題が発生する共通の出発点を持っていたと言える。有資格教師の全教師に占める比率を見ると、小学校教師の資格基準の設定は、中国は日本より低いにもかかわらず、中国の小学校の有資格教師の比率は日本の明治時代よりずっと低い。日本における小学校無資格教師の問題の大体の解決はすでに明治時代に済んでいるので、現代中国農村無資格教師と明治時代の日本の小学校無資格教師と比較する他ない。(図1)

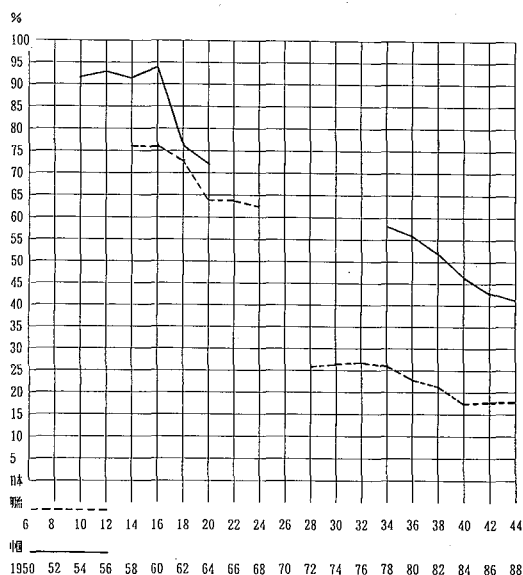
1949年新中国成立から80年代末までの40年間と日本の明治6年「学制」頒布から明治末期まで約40年間の二つの「40年間」の間には、約80年間の時間差が存在するにもかかわらず、我々は次のような理由で、比較の可能性、合理性があると確信している。

まず、農村地域における教育の本格的な発足を象徴する小学校の大量の創設は、新中国が成立した後のことである。これに対して、日本の小学校の義務教育の実現は明治時代である。義務教育の発展レベルを表す小学校の就学率の動向は、新中国成立から約四十年間と明治時代の

約四十年間と近似していた。(図2)

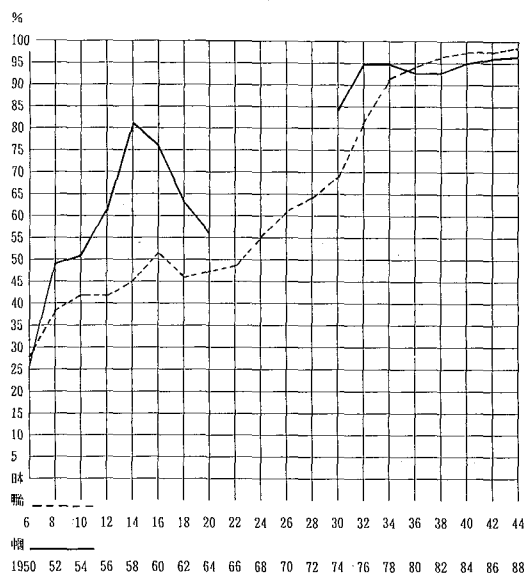
次に、新中国成立に伴って、大陸には政治的統一、絶対的な党・国家体制が実現された。強力な中央集権の形成という側面から見れば、それより80年くらい前に、明治維新を通じて天皇

図1 日本明治時代と新中国の無資格教師の比率の比較



資料出所：中国側のデータは、中華人民共和国教育委員会編『中国教育成就1949～1983』、『中国教育成就1980～1985』、『中国教育成就1986～1990』により、日本側のデータは、『日本近代教育史事典』の「義務教育就学率」により作成

図2 日本明治時代と新中国の就学率の比較



資料出所：中国側のデータは、中華人民共和国教育委員会編『中国教育成就1949～1983』、『中国教育成就1980～1985』、『中国教育成就1986～1990』により、日本側のデータは、牧昌見『日本教員資格制度史研究』の關係するデータにより作成。

制で統一された中央集権国家を形成した日本の歴史と共通点がある。国家のための教育ということは、明治日本と社会主義中国の教育の共通の特徴である。明治日本の「文明開化」、「富国強兵」でも、新中国の「大躍進」「文化大革命」でも、「四つの現代化」のスローガンでも、教育はただ国家政権を固め、国家の経済力を強めるための国民形成の一環にすぎなかった。極端に言えば、教師というものは国家目的を達成するための道具に過ぎなかった。

さらに、教育を支える経済力及び従来の農村教育文化のレベルから見れば、中国の建国初期は経済発展水準ではまだ明治日本の農村経済発展水準より低い農村地域が珍しくなかった。そして文盲人口が90%を占め、日本の明治初期よ

りもっとひどかった。90年代に入っても、成人した農民の平均的学力は小学校四年生くらいにしか相当しない。この現実には1907年の日本の農民の教育水準に遠く及ばない。<sup>2)</sup>

明治以来の日本の農村地域の無資格教師の実態及び関係する制度の実施過程を考察するために、本論では岩手県の例を取り上げる。「日本のチベット」と呼ばれていた岩手県は、明治時代には経済・文化の後進地域であった。従って教育の発展が立ち遅れ、長い間義務教育の就学率は全国平均水準以下に位置しており、小学校教師総数に占める無資格教師の比率は、全国の平均水準よりずっと高かった。そのため、他の地域と比べると、岩手県は無資格教師の解消には相当の力を注いでいる。「必要と可能」とのバランスをとりながら、小学校教師に関する諸制度、特に無資格教師の採用から整理までの諸施策は、絶えず微調整されており、今日中国後進農村地域の無資格の「民辦」教師の解消にとって、良い「鑑」になると考えられる。

本論は、今日中国農村の小学校教師の半数くらいを占める「民辦」教師の問題が極めて深刻であるにもかかわらず、それについての研究が中国でも空白に近いという現状を補おうとする試みである。「民辦」教師を解消し、合理的な教師制度を確立し、さらに義務教育の実施を推進し、農村経済の現代化と政治の民主化への一定の役割を果たすことは、今日の中国農村教育改革の現実の課題であり、本研究の問題関心の出発点でもある。

## I 農村小学校の創設、拡大と無資格教師の採用及び解消

一般的に小学校教育の発展を果たすためには、必要量の教師をいかにして確保するかが大きな、しかも困難な問題である。一定の資格を備えた教師を大量に必要とするので、どの時代のどの国でも資格教師の養成、供給政策には特に力を入れているが、量の確保と質の保証と

は矛盾する場合が少なくない。一般的に、量の確保を優先することが多く、従って無資格教師の問題が必然的に生じてくる。

## 1 日本明治時代における応急策としての無資格教師の採用——岩手県の場合

### (1) 無資格者を主体とした小学校教師集団

「学制」頒布から一年半を経た明治7年末には、全国で2万17の小学校が創設された。当然これに必要な教師数は、膨大な数にのぼった。この膨大な数の教師の構成については地方によっていくらか差異はあるが、ほとんど共通して見られた現象は、江戸時代以来の旧教育機関、すなわち藩学(校)、郷学(校)、私塾、寺子屋の教師、師匠をそのまま新しい小学校の教師に採用するということであった。

後に岩手県に合併された水沢県には、旧郷校から移ってきた立派な教師を擁する小学校もあったが、それは数校にすぎなかった。最も多いのは寺子屋、私塾から移されたものである。県内の気仙郡のような「東面海ニ枕ミ、内地ハ五葉・水上ノ高峰天辺ニ聳へ、其支脈処々ニ巒巒シ、鋏台・小松・白折ノ如キ、十四ヶノ險阻二十ヶノ村路ヲ遮断シ、五歩三丘十歩三嶽」<sup>3)</sup>という辺鄙な自然、経済環境にある純農山村に入ると、従来の藩校、郷校などが一切なかった。したがって、寺子屋が師匠とともに公立小学校に改編、吸収されていったケースがほとんどであった。そのような事例として、当時の気仙郡の矢作村小学校創設に関する資料を参照してみよう。

「第十七大区(矢作村、筆者注)小学校設立並師匠人撰書上」(区長控)には、学校の設置及び教師任用の状況について次のような記録<sup>4)</sup>がある。

設立当時において、矢作村の小学校教師の内、佐藤金右エ門父については不明であるが、佐々木安蔵がまだ十数歳の少年だった以外は、

#### 資料1

学校設立之ヶ所調査書上

##### 一、小学校三ヶ所

内 壹ヶ所 二番、農 佐々木清水居宅  
 壹ヶ所 式百廿四番 中平義蔵所持明家  
 壹ヶ所 式百九拾貳番 佐々木安蔵居宅  
 右之通奉=書上=候。以上。

明治六年八月

第十七大区小六ノ区矢作村戸長

佐々木英助

#### 資料2

従来手習師匠人名書上

一、 佐々木清水  
 一、 伊藤中倫(遅松)  
 一、 川村三友  
 一、 土屋春理  
 一、 佐藤六郎右エ門  
 合六人  
 右之通奉=書上=候。以上。

明治六年八月

第十七大区小六ノ区矢作村戸長

佐々木英助

#### 資料3

第十七大区小六ノ区矢作村小学校教師並教人選書上

一、 教師 同村 伊藤遅松  
 一、 助教 同村 佐々木清水  
 一、 助教 陸中国胆沢郡塩竈村 佐藤金右エ門父  
 同村 佐藤六郎右エ門  
 一、 副助教同村 佐々木安蔵  
 右之通奉=書上=候。以上。

明治六年八月

第十七大区小六ノ区矢作村戸長

佐々木英助

全員が従来の手習師匠であった。

小学校の大量設置に対応して教師数を確保するため、教師の資質を考慮することは困難であった。従って教師の資質は全く千差万別であった。これらの「文明開化」に遅れた田舎の仮教師に対して、県当局は髪型まで取り締まらなければならなかったほどであった<sup>5)</sup>。

#### a 「仮教師」「助手」

小学校の開設により従来の藩士の子弟は藩学校、郷学校に、庶民の子弟は寺子屋にというように、それまで区別のあった初等教育は、ここに一本化された。これに伴い、藩学校、郷学校の教師と私塾、寺子屋の師匠は、ともに小学校に採用され、小学校教師という職業に統合された。しかし両者の間には身分、資質の差が依然として残され、しかもそれがすぐに「資格」の形式の違いとして現れた。藩学、郷学から転職してきて、士族出身者を主体とした旧岩手県の初代小学校教師たちは、藩のエリート層に属する者であるので、小学校教員の低い社会的地位に甘んじることなく、後には政界、実業界、軍界など社会各分野へ進出していった。彼らにとっては小学校の教職が一時的腰かけの「移過地帯」に過ぎず、教育分野に残った者でも速くより高い資格を得て、後に岩手県最高学府といわれる中学、師範学校の中堅になり、高給優遇のエリート教師になっていた。しかし、農村地域の寺子屋師匠から小学校教師になった者は、そのようなチャンスはなかった。

上述の矢作村に小学校3校（後の矢作小学校、下矢作小学校及び同校の分教場、生出小学校）が設立された。その内で、下矢作小学校（後に元私塾主の屋敷名に沿って和田小学校と称したことがあった）は、農山区に偏在しており、当時県内の多数の小学校と同様の農村小学校であった。和田小学校は明治6年設立してから明治21年までの17年間、元私塾師匠出身の教師佐々木清水一人に支えられた学校である。ここでは元私塾主、無名教師である佐々木清水を一つの事例として考察していきたい。<sup>6)</sup>

佐々木清水は天保11年（1840）12月に矢作村に生まれ、下矢作小学校設立当時は33歳であって、矢作小学校に改編された元和田塾の塾主であった。21歳の時に「和田塾」を設けたのである。小学校に改編される直前の時期にそこに通っていた生徒数は男30名、女3名であった。児童の入学年齢、就学期間には別に制限がなく、普通7歳より12歳の生徒が多い。この私塾のカ

リキュラムは、入門したばかりの生徒には習字は「いろは」に始まり、読書は、男は『農家手習状』から始まり、女は『小学』（ママ）より授けたという。その後習字には師匠佐々木清水自らが作った往来文、又は『名頭尽』『消息往来』『農事往来』の諸書により、読書には上述の『農家手習状』をはじめ、『子供早学問』『近道子宝』『実語教』『庭訓往来』『三字経』『孝経』『四書』『五経』『小学』の内外篇などを使った。女子生徒の場合には、特に『百人一首』『女今川』『女大学』などを加えていた。

教育内容から見れば、師匠佐々木清水はある程度学力を持っている者だと思われる。しかし、伝統的な寺子屋・私塾での教育内容が、読み、書き、算盤であるから、和田塾は「算」の内容がなく、不完全な私塾とも言える。そのため後に下等小学校の洋方算数などの授業に対して、佐々木清水がどのように対応するか懸念されるところである。

明治6年3月に佐々木清水が所有した和田塾は下矢作小学校に改編され、屋敷が借りられ、本人もそのまま月給3円50銭の「仮教師」、即ち無資格教師に任命されたのである。学校の唯一の責任者であった佐々木清水は、大変苦勞したようであった。児童就学の勧誘、校費の募集に非常に努力していた。しかも、自ら授業用教材、教具などを作ったり、学校用具を修理したりして、できる限り学校経費を節約することにも努めた。教育面では私塾教育の伝統を続けていた。

明治初期における佐々木清水のような無資格教師の比率は、非常に高い。明治9年に全国小学校教師の内訳で資格教師である官・公立師範学校卒業生の小学校教員総数に占める割合は、わずか9%であった<sup>7)</sup>。岩手県ではもっと少なく、しかも師範学校の卒業生の全員は、師範学校の前身である「伝習場」の教官を勤めていた。明治10年当時、下矢作村が属する気仙郡の二十ヶ村では小学校の本校44校、分校5校が設立された。資料が残された39校に限ると、明治10年

に教師は45人いた。給与額から見ると、有資格の訓導は一人もいなかった。逆に年齢は19才以下、給与は2円以下とされた「助教」が半分近くも占めていた。

#### b 「授業生」, 「授業雇」, 「代用教員」

藩学、郷学の教師及び関係者はもちろん、私塾・寺子屋師匠の数を含めてもその数は限られており、しかも絶えず小学校から転出している。また、小学校の規模が拡大しつつある一方で、教師養成を担う師範学校はまだ整備されなかったため、教師不足はいっそう深刻であった。これに対応するために、明治16年10月、「岩手県公立教員予備学校規則」が公布された。気仙郡を始め、西南閉伊郡、南北九戸郡に教師予備学校が設立された。郡内の貧困家庭の子弟は、学力があっても都会にある上級学校へ進学する余裕がない。だから教師予備学校設置の当初は、入学希望者が多く、競争で入学者が決まるほど人気があった。

予備学校は月に1円の給費で、尋常小学校あるいは高等小学校卒業生を募集し、「初等小学科教員タルカ、若クハ中等以上ノ小学師範学校ニ入ルカ為メ、必須ノ学科ヲ授ル」ことを目的とし、全学期を前後二期と分け、前期を六ヵ月、後期を二ヵ月、合わせて八ヵ月をもって卒業とした<sup>8)</sup>。

教師予備学校は師範学校予備校の性質をもつにもかかわらず、実際に郡内小学校教師の供給に一定の役割を果たした。例えば、気仙郡の教師予備学校は明治16年末に設立後、明治20年に閉鎖されるまで、74名の卒業生を送り出した。この74名の卒業生の内、師範学校に入学した29名を除いて、45名は郡内の小学校へ配置された。気仙郡の小学校教師の半数ほどを占めている。彼らは「試験ノ上其成績ニ依リ小学簡易科教員若シクハ尋常小学校授業生タル事ヲ得ヘシ」<sup>9)</sup>とされ、明治20年代、気仙郡の小学校無資格教師の主体になった。

明治19年「小学校令」の頒布によって、義務教育制度が発足することになった。それに伴い、教師に関する諸制度もさらに整備されていた。明治19年末から、岩手県では、教員免許に関する諸規定を制定した。これによって小学校教師の検定試験も行われることになった。明治20年、岩手県には高等小学校16校、尋常小学校254校、簡易小学校264校があった。これに対して、資格教師（訓導）が402名、特に直接授業を担当する訓導は391名しかいなかった。資格教師の不足はきわめて深刻であった。当時岩手県師範学校が四年制尋常師範学校に改編され、定員は88名しかなかったから、卒業生の見込みは一年にあたり20人くらいにすぎず、また、小学校教員（簡易科教員）学力検定試験に合格するものは非常に少なかった。例えば、第五回（明治22年8月）の試験では、21名の受験者の内、合格7名、簡易科仮免許状授与者6名、不合格者8名であった。第七回（23年8月）の試験では23名の受験者の内、合格者8名、簡易科仮免許状授与者3名、不合格者12名という状態であった。<sup>10)</sup> 師範学校はもちろん、検定試験でさえ必要な有資格教師を得られない状態下で、小学校を維持してゆくため、無資格教師に頼ざるを得なかった。具体的には、各郡で授業生を採用して小学校に補充するというものであった。

教員免許に関する諸規定を制定する際に、無資格教師である「授業生」に関する免許規則も定められた。しかし、「授業生ノ名称ヲ付シ常置セシムベキモノニ無之<sup>11)</sup>」<sup>11)</sup>であると定められ、臨時、応急的存在であることが強調され、制度として認められなかった。

再び下矢作小学校に目を戻して、佐々木清水の後任教師たちを考察したい。（表1）は下矢作小学校創立から大正中期まで、そこで教えた教師たちの状況を現わすものである。

和田小学校は創立から明治21年3月まで、ずっと佐々木清水一人で支えていた。小学校と称していたが、私塾・寺子屋の色彩がまた濃く残

(表1) 矢作小学校明治六年創立以降の教師任職一覧表

| 名前    | 職名    | 出身地  | 就職年月     | 転任又退職年月   | 在職年数    |
|-------|-------|------|----------|-----------|---------|
| 佐々木清水 | 授業生   | 矢作村  | 明治6年3月   | 同22年12月転任 | 16年10ヵ月 |
| 莊子寅吉  | 訓導    | 一関町  | 明治21年4月  | 同22年12月転任 | 1年8ヵ月   |
| 宮沢源橋郎 | 訓導    | 一関町  | 明治22年12月 | 同23年5月退職  | 6ヵ月     |
| 志田祐復  | 授業生   | 末崎村  | 明治22年12月 | 同23年6月退職  | 7ヵ月     |
| 大坂雄介  | 授業生訓導 | 竹駒村  | 明治23年11月 | 同28年4月転任  | 4年6ヵ月   |
| 伊藤徳助  | 授業生   | 矢作村  | 明治23年12月 | 同24年3月退職  | 4ヵ月     |
| 伊藤藤三郎 | 授業生   | 矢作村  | 明治24年4月  | 同24年8月退職  | 5ヵ月     |
| 佐竹豊四郎 | 授業生   | 末崎村  | 明治24年10月 | 同26年8月転任  | 1年11ヵ月  |
| 佐々木涉  | 訓導兼校長 | 矢作村  | 明治26年8月  | 大正7年4月退職  | 24年9ヵ月  |
| 岩瀬莊助  | 授業生   | 矢作村  | 明治28年9月  | 同31年3月退職  | 2年7ヵ月   |
| 村上文平  | 授業生   | 矢作村  | 明治31年6月  | 同32年3月退職  | 10ヵ月    |
| 小松昇   | 準訓導   | 広田村  | 明治32年5月  | 同34年3月退職  | 1年11ヵ月  |
| 佐々木ワエ | 代用教員  | 矢作村  | 明治33年9月  | 大正5年3月退職  | 16年7ヵ月  |
| 伊藤与七  | 準訓導   | 矢作村  | 明治34年3月  | 同35年12月退職 | 1年10ヵ月  |
| 土屋均   | 準訓導   | 矢作村  | 明治35年12月 | 同36年3月退職  | 4ヵ月     |
| 米内善次郎 | 代用教員  | 有住村  | 明治36年4月  | 同38年4月転任  | 2年1ヵ月   |
| 伊東与七  | 準訓導   | 矢作村  | 明治39年4月  | 同40年3月退職  | 1年      |
| 鈴木彦吉  | 代用教員  | 米崎村  | 明治38年4月  | 同39年3月退職  | 1年      |
| 菅原三郎  | 代用教員  | 矢作村  | 明治40年4月  | 同41年3月退職  | 1年      |
| 菅原市二郎 | 準訓導   | 米崎村  | 明治41年4月  | 同41年12月転任 | 9ヵ月     |
| 菅原恭平  | 準訓導   | 気仙村  | 明治42年3月  | 同42年5月転任  | 3ヵ月     |
| 三島貫一郎 | 準訓導   | 気仙村  | 明治42年3月  | 大正2年3月転任  | 4年1ヵ月   |
| 佐藤隆介  | 訓導    | 上有住村 | 明治42年8月  | 同42年12月退職 | 4ヵ月     |
| 清水泰延  | 代用教員  | 稗費郡太 | 明治42年8月  | 同42年11月退職 | 4ヵ月     |
| 千葉義善  | 代用教員  | 高田町  | 明治43年1月  | 同43年3月退職  | 3ヵ月     |
| 菅野嘉七  | 準訓導   | 高田町  | 明治43年3月  | 大正7年3月転任  | 8年1ヵ月   |

表注：①記録には「準訓導」とされ、しかし「準訓導」という職名は本人が世田米小学校へ転任後の職名であった。本人は代用教員として採用され、本校から離れるまで「代用教員」であったから、ここでは「代用教師」とする。

資料出所：『岩手県教育史資料』第十四集の「下矢作小学校沿革史資料」により作成

っていた。すなわち、学校は単級学校であった。一人の教師にとって、生徒数が多すぎ、手が回らなかったから、生徒の中の先輩に手伝わせ、「級長」を置いて授業などを対応していた。

明治20年4月、和田小学校を村立和田尋常小学校と改称された。同21年4月から、2学級、4学年を設置する尋常小学校になった。このよ

うな学校を一人の無資格教師に任すことは無理であったと考えられる。(表2)に示したように2学級となった明治21年からようやく、もう一人の資格教師である訓導莊子寅吉が和田小学校に採用され、資格教師の一人と授業生一人で構成した二人の教師体制が形成された。さらに明治34年前後に、3人教師の体制、明治44年から4人教師の体制が確立された。

(表2) 下矢作小学校の生徒数、学級数の年代的変化

| 年別  | 明治8 | 10  | 11  | 12  | 13  | 14  | 15  | 16  | 17  |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 生徒数 | 54  | 72  | —   | —   | —   | —   | 84  | 158 | —   |
| 学級数 | 一学級 |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 年別  | 18  | 19  | 20  | 21  | 22  | 23  | 24  | 25  | 26  |
| 生徒数 | 114 | —   | 115 | 107 | —   | —   | —   | 84  | 116 |
| 学級数 | 二学級 |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 年別  | 27  | 28  | 29  | 30  | 31  | 32  | 33  | 34  | 35  |
| 生徒数 | 121 | 117 | 118 | 114 | 96  | 106 | 106 | 124 | 152 |
| 学級数 | 三学級 |     |     |     |     |     |     |     |     |
| 年別  | 36  | 37  | 38  | 39  | 40  | 41  | 42  | 43  | 44  |
| 生徒数 | 148 | —   | —   | 121 | 120 | —   | —   | 172 | 172 |
| 学級数 | 三学級 |     |     |     |     |     |     |     |     |

資料出所：『岩手県教育史資料』第十四集の「下矢作小学校沿革史資料」により作成

検定出身の訓導莊子寅吉は、佐々木清水とともに、後に事件に巻き込まれ、懲罰的に転職させられる。宮沢源橋郎は本校訓導に就任後すぐ帰省し、まもなく辞表を提出した。一時教師がいない下矢作小学校(明治23年2月、佐々木清水宅から下矢作村百十七番戸川村亦左衛門家屋に移転し、和田小学校を下矢作小学校と改称)は、閉鎖せざるを得ない状態に陥った。やむを得ず、村長村上与一郎は、前述の気仙教員予備学校の卒業生、元矢作尋常小学校の授業生であった大坂雄介を呼び寄せ、本校の維持を託した。大坂雄介は明治24年に訓導の資格を取得して訓導になり、その後学校の維持に功労があったとして、明治25年12月に学務委員に就任した。彼は明治28年3月まで下矢作小学校に在任したが、学務委員という職務を兼任していたた

め、学校の事務はほとんど新任訓導佐々木渉に委ねている。大坂雄介は後に、竹駒尋常小学校の校長になった。

明治時代における下矢作村尋常小学校で最も有力な者は佐々木渉であった。佐々木渉は「矢作村二番戸」佐々木清水の息子である。出世のチャンスがなかった父親と比べると、25年間で下矢作村尋常小学校を動かさなかったが、教師としての出世の道を順調に進んでいった。明治20年3月8日、佐々木渉は気仙郡教員予備学校から、19人の内で6番目の成績を以て卒業した。まだ14歳の少年であった。<sup>12)</sup>予備学校卒業生は小学校簡易科教員、或いは尋常小学校授業生の資格しか認められないので、無資格教師として、郡内の赤崎尋常小学校の授業生になった。しかし下矢作小学校へ転任する際、もう訓導の資格を取得していた。下矢作小学校に就任したあと、彼は学校の教授・訓練管理に関する内容の改善及び生徒の学業成績の向上に力を入れたようで、彼の努力により明治38年下矢作小学校が岩手県の表彰を受けた。彼はついに校長に就任し、県の表彰を受け、学校の指導者としての地位を固めた。

他の都市・町など豊かな地方と違い、田舎小学校であった下矢作小学校教師の中には、外来の元士族出身者が少なく、地元出身者が多く、稗貫郡太田村出身の代用教員清水泰延を除く全員は地元気仙郡出身であり、しかも本村出身者が半分以上を占めている<sup>13)</sup>。また、無資格者が多く、明治42年に訓導佐藤隆介がわずか四ヵ月在任した時期を除き、訓導はただ佐々木渉の一人であり、準訓導も8人にすぎず、無資格の「授業生」、「授業雇」、「代用教員」は10名であった。しかも経歴から見ると、校長でも、授業雇でも、出発点は同じであり、教師層のトップに立つ校長佐々木渉自身も無資格教師の経験者であった。

## (2) 資格教師への昇進

下矢作小学校は設立の三ヵ月後に、元私塾の「和田塾」の名前を冠して、「和田小学校」と改称した。他の村小学校と同じように教師はただ佐々木清水の一人にすぎなかった。従って、教師資格を取得するには教職から離れて研修に専念することがなかなかできなかった。佐々木清水が小学校教師になった三年目の明治8年8月に在職のまま、陸中国磐井郡一関村にある磐井師範学校（明治9年5月9日焼失と共に廃校となった）に入学して（授業は村の医者である伊藤中倫に代わられた）、六十日間の「急養」訓練を受け、9月によく「下等小学校教則」を卒業するような状態であった。<sup>14)</sup>

翌明治10年7月に準訓導補の肩書きを得た。「和田小学校準訓導補拜命」され、月給5円とされた。佐々木清水は「初等小学校教員免許状所持者」とみなされ、同年六月から「七等訓導ヲ拜命」された。岩手県内の最低等級の「資格」教師である。しかし、明治19年11月9日県令第17号の「小学簡易科教員ハ尋常小学校授業生タルヲ得ヘク、尋常小学校教員ハ高等小学校授業生タルコトヲ得ヘシ」<sup>15)</sup>との規定によって、「下等小学科伝習済」の資格しか持っていない佐々木清水は、簡易小学校教員にしかねないことになった。しかももともと三学年しか設置していない簡易小学校であった和田小学校は、明治20年4月に尋常小学校へ昇格した。これに伴い、佐々木清水の「訓導」という肩書きが取り消され、「法令ノ改正ニ依リ」明治20年6月2日に授業生に戻ってしまった。従前の小学校教員免許状授与方心得では、授業生の検定は「地方ノ便宜タルベシ」とされていたが、岩手県における「授業生」についての検定はなく、ただ学力試験に下等に判定された不適格教師に対する臨時の職名であった。しかし明治19年6月21日に公布された文部省「小学校教員免許規則」（省令12号）の第十四条「小学校簡易科教員及小学校授業生免許規則は府知事県令之ヲ定ムヘシ」により、府県が授業生免許規則を制定公布しなければならないことになった。そこで、岩



手県は「小学校授業生免許規則」<sup>16)</sup>を定めた。同規則の第二条の「学力ノ検定ハ試験ニ拠ルモノト雖モ該当科ノ卒業証書若クハ修業証書ヲ所持シ、或ハ授業上熟練有効ノモノハ、試験ヲ要セズ特ニ免許状ヲ授与スルコトアルベシ」という規定により、佐々木清水は授業生となり、月俸金六円支給されていたわけである。授業生の職位ははじめよりやや高くなったが、授業生の検定規則は地方(岩手県の場合は「郡」)に委ね、しかも検定の内容も教員免許よりずっと簡略であるため、授業生は無資格教員に準ずるものと見なされた。<sup>17)</sup>明治22年12月に、何かの事件にあったため、佐々木清水は気仙郡広田尋常小学校に転任させられてしまった。その時まで、彼の授業生の身分が変わっていなかった。すなわち、年齢は49歳になり、16年間小学校教師を勤めたのに、まだ正規の資格教師になれないでいる。佐々木清水にとって、資格教師への道は平坦ではなかった。

ところが、明治25年の小学校令改正によって、従来の市町村立小学校教師は新制度へ移行した。すなわち、高等科・尋常科・簡易科に区別されていた小学校教師は、本科、専科及び正教員、準教員という区分に従うことになった。岩手県は授業生については「従来ノ簡易科授業生ヲ除キ、其他ノ授業生ハ本年四月一日ヨリ本科ノ準訓導ニ命ジタル儀ト心得ベシ。」<sup>18)</sup>と定めた。従って、佐々木清水のような尋常小学校以上の授業生が「準訓導」とされ、再び資格教師となった。小学校教師にかかわる規定、特に教師免許状制度は明治20年代に至ると、ようやく定着するようになった。無資格教師にとって、資格教師への道はさらに広がっているのである。

明治期小学校教師の頻繁な異動の事実がしばしば指摘されていたが、下矢作小学校の例から見れば、授業生出身の訓導校長佐々木渉は、定年まで異動しなかった。また大坂雄介も下矢作小学校の授業生から訓導へ、さらに竹駒尋常小学校の校長へ昇進したあと、定年まで異動しな

かった。頻繁な異動は若い無資格教師だけであった。安い給料で家族を扶養することはもちろん、自分自身でさえ食べて行けないため、長い間無資格の教職に留まるわけにはいかなかった。若い時はまだ我慢できるとしても、妻を娶って家を持つと、絶対我慢できない。だから、佐々木清水のような明治初期の資格制度の変化により、資格を得たり失ったりした教師を除き、一般的に言えば、「授業生」「授業雇」「代用教師」としての在職期間が短い。下矢作小学校の場合では、佐々木渉の妻である佐々木ワエを除いて、長い場合でも三年間に至らず、短いのは数カ月しかいなかったのである。

ところで、最も注目すべき点はこれらの無資格教師の異動先である。下矢作小学校に限って見れば、無資格教師の異動はほとんど教職から離れずに、資格を取得し、資格教師になっている。(表3)に示したように明治36年までに下矢作小学校に在職した無資格教師は、校長佐々木渉の妻、裁縫科を担当していた佐々木ワエを除いて、すべて資格教師になった<sup>19)</sup>。

(表3) 下矢作小学校無資格教師の資格変化

| 名前    | 下矢作小学校での職名 | 後の職名                |
|-------|------------|---------------------|
| 志田祐復  | 「授業生」      | 末崎尋常小学校訓導           |
| 伊藤徳助  | 「授業雇」      | 世米田尋常高等小学校訓導        |
| 伊藤謙三郎 | 「授業雇」      | 矢作尋常小学校訓導           |
| 岩淵莊助  | 「授業雇」      | 世米田尋常高等小学校訓導。       |
| 村上文平  | 「授業雇」      | 横田尋常小学校準訓導、盛尋常小学校訓導 |
| 佐竹豊四郎 | 「授業生」      | 末崎尋常小学校準訓導、訓導       |
| 米内善次郎 | 「代用教員」     | 世米田尋常高等小学校準訓導       |

資料出所：「下矢作小学校沿革史」『岩手県教育史資料』第十四集267～307頁により作成

明治37年以降下矢作小学校に勤める無資格教師については不明であるけれども、上記の者のように資格教師になった者がまだかなりいるものと推測できる。明治6年の小学校創設から明治末までの約40年間には、小学校教育の創立、拡大に応じて、応急的措置として採用された無資格教師は、農山漁村地域の村小学校教育の主

な担い手であって、教師階層の底辺に位置づけられた者であった。しかし、この教師階層の底辺に位置づけられた教師集団は、絶えず縮小、変化しつつあり、多くの無資格教師は資格教師へ昇進し、さらに地方で教育指導者の地位を確保していったことも事実であった。この四十年間に、無資格教師の資格教師への昇進と新たな無資格教師の採用は並行しているが、後者が注目されることはあっても、これまで前者の具体相についてはあまり注目されなかった。

## 2 中国の政治運動の結果としての農村無資格教師——「民辦教師」

明治日本の受益者負担及び設置者負担を原則とする全国一律の小学校経営方策に対して、新中国では建国以降、都市・県・鎮の公立（「公辦」）学校の国家負担、農村の「民辦」小学校の住民負担という差別的な小学校経営方策をとった。前者の教師は教育行政機関が配置するのに対して、後者の教師は設立者（住民、あるいは集団）が自ら採用にあたる。「公辦」教師はほとんど教育行政機関が配置した者であるので、特定の時期（例えば、文化大革命）を除いて、その内にも無資格者がいないことはなかったけれども、多くはなかった。一方、「民辦」教師は、後に資格の取得に至る者はあるが、教職に就く際には、ほとんど無資格者である。この差別政策こそ、中国無資格教師が農村地域に集中している根本的な原因である。「民辦」教師は無資格、無身分教師の代名詞と言える。

建国以降、「民辦」小学校により実現された農村小学校教育の普及過程において、「民辦」教師は主役を演じていた。「民辦」教師というのは「中国における国家教師定員（国家幹部に属する一一引用者）に含まれない小・中学校の教学人員である」。<sup>20</sup> 国家の教師定員の枠に入っていないから、国家に定められた資格を備えておらず、採用の手続きを経なくても「民辦」教師になりうる。当然、国家から給与をはじめ、さ

まざまな待遇も得られない。

新中国が成立した後、教育を政治の安定、経済の発展の道具として位置づけた。1951年8月から9月にかけて開催された全国初等教育会議には初等教育についての発展計画が策定され、1957年まで全国の80%にあたる学齡児童を就学させ、1952年から十年以内に、小学校教育を普及させる目標であった。<sup>21</sup>ところが、長い戦乱の後、広大な農村地域はまだ非常に貧困であった。その上、いよいよ平和期を迎え、人口（特に農村人口）も急速に膨脹してきた。<sup>22</sup>教育財政は貧困を極め、上述の目標の実現はまったく不可能であった。従って、農村地域の公立小学校の発展が抑えられ、いわゆる「普及教育」の目標の実現は受益者負担の原則に基づき、主にいわゆる「公辦民助」、「民辦公助」という学校発展施策に頼っていた。特に、その後何十年か続けてきた「民辦公助」の施策は、中国農村小学の発展における基本施策となって、農村小学校無資格教師問題をもたらした。

### (1) 絶えず採用し続ける「民辦」教師

#### a 被雇用者としての「民辦」教師

建国以前の共産党の根拠地では、「民辦公助」の農村教育発展政策がうまく機能したことは建国後の中国教育界、教育理論界でよく誉め讃えられたことであった。毛沢東時代には、根拠地の「民辦」教育方式こそ中国教育発展の優れた方向であると考えられていた。

建国初期、土地改革が行われるに従って、大勢の貧農、雇農が土地改革により自作農になったため、彼らにやや経済的な余裕が出来て、子女に教育を受けさせる気持ちが芽生えてきた。同時に土地改革で地主の土地、財産などを没収し、農民たちに分配した後、余分の財産が新政権の末端機構である「村公所」「党支部」及び「民辦」小学校を含めた関連団体の経費となった。従って、共産党の土地改革工作隊の指導のも

と、「民辦」小学校が盛んに設置されてきた。

しかし、「民辦」小学校の創設にともなうさまざまな問題が生じてきた。その内、最も普遍的な問題は、教師がひどく不足し、且つ資質が低いので、「民辦」小学校の教育の質が非常に悪かったということである。

1949年6月30日公布「華北小学教師服務暫行規程」<sup>23)</sup>には、新民主主義教育事業への服務を志望することが小学校教師の共通条件とされている。

そのうち、農村初級小学教師の資格条件は、①高級小学卒業程度で、小学教師あるいは革命工作二年以上経験者、②初級中学相当程度で、小学教師教員あるいは革命工作一年以上経験者、③初級中学程度で師資訓練班卒業生、師範学校卒業生、としている。

新中国の初めての農村小学教師資格基準は、極めて低いといえる。しかしこのような極めて低い資格基準にさえ達した農村小学校教師すら珍しかった。例えば、元共産党根拠地であった山東省の場合、都市、町を除き、農村部で高等小学校卒（6年）以下の学歴しか備えない教師は、小学校教師全体の90%以上を占めていた。<sup>24)</sup>察哈爾省の延慶県では元公立小学校教員は61名がいた。その内の9名は学力が低すぎるため、辞めさせたほか、残りの52名の内訳は、高級中学校卒業生1名、初等中学校卒業生10名、高級小学校卒業生17名、初等小学校卒業生5名、私塾で学んだことがあった者19名というものである。同省の察北専区では小学校教師が1186名がいた。その内、学歴は高等小学校卒業以下の者822名（ほとんど私塾から出た者）がいた。<sup>25)</sup>当時の新聞には、以下のように皮肉なことを指摘している。

「教師たちは、一般的な政治常識に欠ける。たとえばある教師は「半封建半植民地」を「中国の土地の半分が帝国主義に占められたので、「半植民地」と呼び、また半分は新文化を受け入れ、半分は新文化を受け入れなかったので、「半

封建」と呼ぶと解釈した。またある教師は「新民主主義」を「新」は新しい、「民」は民衆、「主」は君主と解釈した。ある教師は列寧（レーニンの中国語訳）を「列」は並ぶ、「寧」は安らぎと解釈した。……また迷信に陥り、常識を欠いていた。熱河敖漢旗一区の哈拉吐村小学校の教師は疫病が流行る時に疫病を避けるため、生徒に魔除けの札を書かせて、読ませた。圍場県齊盤山区にある女教師は天国へいけるようにするために、女生徒に結婚しないよう勧めていた。またパナマ運河をカナダとアメリカの間に移した」と。<sup>26)</sup>

建国初期、従来の農村小学校教師の教師の資質の低さと表裏になっていたのは農村小学校教師の貧困化問題である。例えば、山西省の旧来の農村小学校の教師の給与は、太原製鉄所の見習い労働者より少なく、普通の農村の雇われた者の収入にさえ及ばなかった。革命前の戦乱のため、建国初期に教師の給与は現米支給なのである。多い教師は月ごと粟九十斤（45キロ）から百二十斤（60キロ）で、少ないほうは粟五十斤（25キロ）しかなかった（五台县）。個人の生活を維持することさえ不可能であるから、農村小学教師を養成する初等師範学校の募集に対して応募者が少なかっただけでなく、さらに多くの現職の農村小学教師も農村から脱出したがっていた。深刻な教師不足により、農村小学校教育を発展させることは言うまでもなく、維持することさえ不可能であったと言える。<sup>27)</sup>

こういう旧来農村小学校教師の現状のもとで、続々創設された「民辦」小学校創設に必要な大量の教師の供給は、物的不足の充足よりもっと困難なことである。建国初期の農村人口は九割くらい「文盲」といわれている。一割くらいの農村知識人は旧来の地主、富農などである。ところが土地改革運動、反革命の鎮圧時期には、従来農村地域のエリートである地主、富農など「郷紳」がほとんど鎮圧され、「反革命」の罪で殺された地主などは80万人に達し

たと言われている。<sup>28)</sup>残りのものは階級の敵であり、小学校に採用されることは全く不可能であった。

上述のように、50年代初期、農村公立小学校の教師すら初等小学校の教育程度しか備えていなかったから、「民辦」小学校に雇われた「民辦」教師の資質はもっとひどいと考えられる。彼らの中には、初等小学校卒業者がいたし、少し文字を読める人もいた。山西省の興城県は「民辦」の任用について、次のような標準が定められた。<sup>29)</sup>

①政治背景が複雑なので、都市などから帰郷した人員を採用してはいけない。

②地主・富農出身者は原則として採用してはいけない。但し、本人が政治上に問題がなく、反動でなく、民衆に奉仕することに情熱を持ち、人柄が正しい、評判が良い者であるなら、採用しうる。

③学力については、「大衆新聞を読める」ものである。

この標準の内の学力についての条項でさえ、「民辦」小学校の創設を制限したものとみなされ、省の教育行政機関に否定された。すなわち、出身や、政治的要項が絶対的に優先され、学力の標準はほとんどないに等しかった。

「公辦」小学校の教師の給与さえ「民助」に賄われなければならないから、いうまでもなく、これらの「民辦」教師は国から給料をもらえないのである。労働力を交換して助け合うことにより、彼らの生活を維持していくというやり方は基本的なものであった。具体的に言えば、①耕作代理、教師と生徒の親との協議に基づき、教師は生徒の学業指導を欠かさないし、親は教師の田圃を荒らさないと互いに保証し合っていた。②生徒の親たちは輪番的に教師に食事を提供する。③ある地方では農協は若い農民たちに荒れ山を開拓して、生産の収入を学校経費に充てようと呼びかけた。ある地方の農協では農民一戸ごとに鶏一羽を飼って、収入を教師給与と学校経費に充てようと呼びかけた。その

外、民衆からの寄付も重要な方法である。ある地方では民衆から資金を集めて、銀行へ貯金して、利子で教師の生活を支えた。又、旧来の村の共通財産を整理、発掘して、これで教師の生活を維持する<sup>30)</sup>。この時期では、農村「民辦」教師は、農民たち共同に実物、労働力の交換など形式で雇われた者である。

## b 人民公社の社員としての「民辦」教師

1958年は農村「人民公社」の成立、及び「大躍進」運動の盛り上がりとなった。それまでの教育方針が批判され、いわゆる「教育革命」が全国農村地域に広がってきた。1958年の9月に、中共中央、國務院は「今後3年ないし5年の間に全国における文盲一掃及び小学校の普及を完了」<sup>31)</sup>することを指示した。目標実現の方法として、「民衆の学校運営、即ち都市・農村の住民及び工場・鉱山などの企業、機関、学校、団体、合作社(人民公社の前身、筆者注)などの従業員が、必要、自発的及び可能の原則に基づいて、資金を集め、学校をつくることを全力で提唱すべきである」<sup>32)</sup>ということである。その後、農村「民辦」小学校は人民公社経営の形で、再び急速に膨脹していった。

ところが、農村小学校教師の養成に当たる地方の初等師範学校(60年代の初頭から師範学校へ昇格)は、それに相応しい発展をしなかった。多くの地方で師範学校が廃止されてしまった。しかも都市中心、工業中心という国家政策に基づいて、農村教育に対して投資は増加せず、逆に減少した。「国家幹部」として「公辦」教師を採用することについて、定員数、予算額がわずかな県下の城、鎮小学校及び農村中心小学校の必要にも満たなかった。上級に定められた普及目標を達成するため、公社・生産大隊は現地採用しかできなかった。例えば、河北省陽原県の場合では、1964年の時点で、磁炮天、季家庄、馬主部の3生産大隊は合わせて20の自然村を持っていた。そこでは、合計27人の小学校教師の内

24人は村で採用された「民辦」教師であった。<sup>33)</sup>

60年代初期の「三年間自然災害」の時期を過ぎて、農村地域ではいわゆる「耕読小学」が盛んに出来た。1964年の統計によると全国で「耕読小学」が40万校あり、全国小学校総数の31.4%を占めていた。1965年には「耕読小学」の生徒数はさらに80%増え、農村小学校の生徒の半数以上は「耕読小学」に通っていたという。

「耕読小学」は原則として、生産隊（人民公社の最も末端の経営組織）によって経営されるものであった。生産隊は貧しかったから、ほとんど校舎がなく、生産隊の建物或いは民家を借りて教室とし、石、煉瓦を積んで椅子、机とし、麻わらを燃やして時計としていた。こうして、学校は経費がかからず、「四個の卵（本代）、二日の労働日（学費、実は教師の手当）で半年間、学校に行ける」という「節約」の物語にもなった。<sup>34)</sup>「耕読小学」はほとんど「半日」「夕方」学校であった。授業時間が普通小学校の半分にも及ばない。しかも授業内容は「革命教育、階級教育と農村の未来についての教育を行う」というものであった。授業方法は「教材と結びつき、新聞を読みながら、政治思想教育を行う、あるいは貧農・下層中農の代表、生産隊の幹部を招き、地主、富農が貧農・下層中農を搾取した家や、村の歴史を話す。」<sup>35)</sup>というものであった。

農村地域で生産大隊により新たに創設された「耕読小学」の教師は、どういう人たちであったのだろうか。江蘇省を例にして見てみよう。1965年2月の時点で、江蘇省の全体では「耕読小学」3万校があり、その教師が約3万人いた。これらの教師たちは「多くの者は出身階級が良い（貧農、下層中農の出身）、思想が良い、労働も良いという高等小学校卒と一部の中学校卒者であった」。これらの教師の任用については「すべての耕読小学の教師は地元の貧農・下層中農により現地の帰郷した知識青年の中から選ばれ、人民公社の共産党委員会の審査、許可を受けたものである。」<sup>36)</sup>これらの教師は「肉体労働から離れられず、『半農半教』を固く守ってい

た」から、主な収入はやはり農業労働に頼っていたのである。耕読小学の教職は、月に2～3元の手当しかもらえない。例えば、江寧県の鄒莊耕読小学の陳發強という教師は毎日の夕方に耕読小学の授業をして、昼間は他の農民と同じように野良仕事をしていた。年間の働きは285労働日に達し、地元の強壮な人の労働力を超えていたという。また、呉県の江星耕読小学教師陳福耕は、半日は学校で授業をして、半日は野良仕事をしていた。年間3000労働点数（300日以上）を稼いだという。「耕読小学」の設置者である生産大隊は、「耕読小学」の教師に対して、元「民辦」教師よりもっと厳しく農業労働を義務づけていたのである。「耕読小学の教師については厳しい審査を行って見直した上、現職教師に対してはしっかりと適正かどうかを判断して、整理をする必要がある。『半農半教』は固く守らなければならないので、教育はしても、『半農半教』をしたくない教師は免職にすべきであろう」と厳しい注文を付けていた。<sup>37)</sup>

c 「砂入り方式」の中に「砂」としての「民辦」教師

すべての農村公立小学校を人民公社から生産大隊に移管して運営する施策は「文化大革命」最盛期の1969年から全国農村地域で実施され、「文化大革命」の終わりまで続けられた。多くの農村「公辦」教師は都市戸籍が剥奪され、強制的に「民辦」教師に転籍されていった。そこで「公辦」、「民辦」の差別がなくなった。

「教育革命」の暴走に従い、いわゆる「砂入り方式」(後述)により農村「民辦」教師が急速に増えてしまった。農村「教育革命」の論議のまとめとしての吉林省梨樹県「農村小・中学校の教育大綱（草案）」<sup>38)</sup>では、教師問題が「教育革命」の中心問題として取り上げられた。「草案」によると、教師の隊列に加わるのは、次の三種類である。①貧農・下層中農に奉仕することを願っている元からの教師。②毛沢東思想の

旗を高く掲げ、教師の任に耐える貧農・下層中農、復員軍人、一定期間労働で鍛えられた知識青年。③実践の経験をもつ貧農・下層中農、革命的幹部、民兵の中の毛沢東思想を活学活用する積極分子から選抜された、兼務教師或いは講師団。即ち、県が任命し、県から派遣されていた元からの教師、つまり「公辦」教師は従来、しばしば政治から、労働者・農民から、実際から遊離していたから、自らを鍛え、紛れ込んだ階級敵を一掃しなければならない。そして初めてプロレタリア階級の教師の隊列に参入しうる。もっと大事なことは貧農・下層中農出身の帰郷する青年、復員軍人を選び、「砂」として元ブルジョア知識人により構成された元教師という「粘土」の内に混ぜて、それで、教師陣の構成を改変する。これがいわゆる「砂入り方式」である。60年代末期から、この「砂入り方式」は農村小学校「民辦」教師の数をさらに倍増させた。

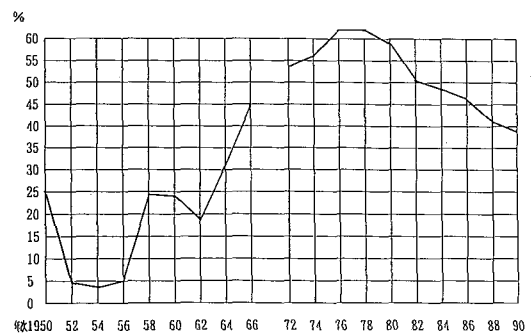
これらの教師の任免について、「貧農・下層中農が討議し、大隊革命委員会が意見を出し、公社革命委員会が許可し、県革命委員会に報告する」<sup>39)</sup>と定められた。

当時「模範」とされた黒龍江省愛輝県愛輝人民公社について見ると、貧農・下層中農が学校を管理するようになってから、中学校を卒業した帰郷青年の内、「プロレタリア階級の自覚を持ち、生産実践の経験も豊かな貧農・下層中農出身の者」の十名を選んで学校の教師にしている。同時に、二十名の貧農・下層中農を兼職の教員として迎えた。また、解放前に血涙を流した年配の貧農・下層中農には村の階級闘争について、毛沢東思想を活学活用する積極分子には毛沢東著作について、革命的幹部には政治について、労働者には農業機械について、民兵幹部には軍事について、生産大隊の会計係には農村で使う数学について、農村保健員（いわゆる「はだしの医者」）には衛生知識について、それぞれ講義をしてもらっているという。<sup>40)</sup>

60年代初のいわゆる「三年自然災害」時期を

除いて、「大躍進」から「文化大革命」の終結まで、毛沢東の「教育革命」思想は支配的地位を占めていた。何十万校の「民辦」小学校、何百万人の「民辦」教師は、この思想の産物であるといえる。（図3）

図3 中国の小学校教師総数に「民辦」教師が占める比例の変化



資料出所：中華人民共和國教育委員会編『中国教育成就』1949～1980、1980～1985により作成

## (2) 閉じている「公辦」へ昇進の関門

「文化大革命」の終結につれ、農村小学校「民辦」教師の資質や低学歴の状態を改善し、政治運動の結果である「民辦」教師を解消するために、1986年、所定の学歴要件に達していない現職教員のみを対象とした能力検定試験制度が発足した。規定の学歴を有していない小・中学校教師で、勤務年数満一年以上の者が「教材教授法合格証書」の検定試験を受験することができ、勤務年数満二年以上で、すでに「教材教授法合格証書」を取得している者は「専門合格証書」の検定の受験資格が生じるのである。「教材教授法合格証書」は教師が担当教科の「教学大綱」(学習指導要領に相当)に盛り込まれた基本的な内容と教授法を、一応学習し、把握していることを示すものである。「専門合格証書」は、担当教科の教育を行うために身に付けていなければならない一般教養、専門知識を備え、

かつ実際に授業を担当しうることを示すものである<sup>41)</sup>。

義務教育の実施の具体的責任を負う地方の県級政府は、義務教育実施の計画（具体的実現の时限を定めた）を実行する際、十分な教師を確保しなければならないので、往々試験のレベルを低めに設定し、ひどいものになると試験の成績を水増して、勝手に「民辦」教師に合格書を授与してしまった。

ところが資格をとった「民辦」教師の昇進は、決して資格の授与ほど容易ではなかった。1983年8月、農村「民辦」教師を解消する施策の重要な一環として、国家教育委員会は正式に次のような「民辦」教師の整理策を打ち出した<sup>42)</sup>。

①教職に耐えない無資格の「民辦」教師を辞任させること。これはすでに80年から必要以上に教師が多い地域で実施し始めた。

②師範学校は、一部定員の内で若い「民辦」教師を募集すること。農村師範学校の卒業生は国家計画によって職場へ配置され、都市・県・鎮の戸籍を与えられるので、師範学校は農村地域では人気のある出世の道の一つである。だから、厳しく制限された募集定員に対して、入学競争の倍率が高級中学校よりずっと高いため、現役農村中学校の卒業生でさえ簡単に入学できない。一部定員をプールして若い「民辦」教師を募集する施策は、貧困地域へ服務が義務づけられた場合を除いて、ほとんど実施していない。一部の地域では「民辦」教師を定員以外で師範学校に入学させる施策を実施したが、「民辦」教師の農村戸籍が都市・県・鎮の戸籍へ転換できないため、応募者がほとんどいない。<sup>43)</sup>

③試験によって一部の優秀な「民辦」教師を「公辦」教師として採用すること。これは「民辦」教師の整理策の中心であった。文化大革命の終結の直後の1978年1月に出された教育部「小中学校教師陣の管理を強めることについての意見」の第三条では、『「公辦」教師の自然減員に際しては教育部門によって年度内に定員数のとおり「民辦」教師の中から選択、補充すべ

きである」と定めた。つまり農村学校の「公辦」教師の定員数を拡大しないという前提で「民辦」教師の中から「公辦」教師を選抜するという措置である。

農村「民辦」教師は「公辦」教師に昇進すると、給与の増額により県の財政に負担を加えるだけでなく、もっと深刻な農村「民辦」教師の戸籍問題に直面している。中国では、都市と農村の戸籍は厳しく分離されており、農村の住居者は一生農村の戸籍のままである。例外は国公立の中等専門学校以上の学校に入学するとか、党、政府の推薦を受けて国有企業や政府機関で働く者など極く少数である。農村の戸籍をもつ「民辦」教師は「公辦」教師へ昇進すると、農村の戸籍から城・鎮戸籍へ転換しなければならない、それに医療福祉、商品食糧、家族の就職などの一連の複雑な問題が必ず付随するわけである。だから一般の県は経済力及び行政権限（特に戸籍変更の権限）を持たないので、資格基準に達した「民辦」教師に相応しい身分、待遇を与えることには消極的姿勢をとることしかできなかった。

全国小学校教師数の中の「民辦」教師の割合は1980年の61.4%から1985年の51.7%まで10%しか下がらず、その内で80年～82年の全国の「民辦」教師を整理した時だけで約30万人（教師総数の約6%）の小学校「民辦」教師が退職、転職させられてしまった。それに「民辦」教師の定年などの要素を加えると、実際に昇進した「民辦」教師は非常に少なかったといえる。

まず中央政府の毎年昇進を実施させるという呼びかけには応じず、1978年から毎年実施する省はなかった。雲南省は1986年から1989年までの連続四年間、実施しなかった。

次に、昇進の定員が少ない。1980年の時点で、四川省には30万の「民辦」教師が働いていた。これに対して、1985年「民辦」教師の昇進定員はわずか7,000名にすぎなかった<sup>44)</sup>。もしこの数を、二年一回のペースで実施すれば、今世紀末まで昇進できる「民辦」教師は四分の一弱の

70,000人しかいないことになる。

更に、多くの地方では、「民辦」教師の昇進にはさまざまな「特例」(条件)を加えている。例えば、福建省の場合、台湾住民及び華僑の直系親族であり、その親族が学校に寄付した(学校に大量に寄付したため、金メダル、銀メダルを授与された)貢献者は、優先的に昇進することができる<sup>45)</sup>。したがって、普通の「民辦」教師の昇進が一層難しくなった。多数の農村「民辦」教師にとって、「公辦」教師へ昇進の関門は、事実上閉じていた。

明治日本では、資格教師の採用を基本原則として、無資格教師の採用は、ただ一時的、応急的止むを得ない措置で、しかも資格教師の取得、無資格教師の解消には制度から実施まで積極的な取り組みがあった。ただ応急の措置であるからこそ、明治33年の再改正小学校令の頒布するまでの長い間、無資格教師が制度上で認められなかったのである。明治30年代に入ると小学校教育における国家統制の徹底化に伴い、無資格教師は国家教師制度に編入されたが、その臨時的、補助的、そして応急の性格は変えていなかった。

これと対照的に、中国では、建国以降の四十年の間の半分以上の時期、毛沢東の「教育革命」思想に基づいて、「プロレタリア独裁下の継続的革命」の理論下で、土地改革時期、反革命の鎮圧時期には、地主などを代表とした旧来農村の知識人が消滅された。「大躍進」から「文化大革命」までの時期には、建国後養成された知識人も巨大な災難を与えた。従来学校教育をブルジョア階級知識分子を生み出したものとして徹底的に否定され、教育は教育としての意義を認められず、学校を軍事と生産に編成変えさせられ、従来の機能を停止させられた。教師などの従来の知識人は「ブルジョア知識人」「九番目の鼻つまみもの」と呼ばれて闘争の対象とされ、学校から締め出され、「下放」させられた。そのかわりに、階級闘争、肉体労働を中心的

容とする農村「民辦」小学校を設立し、教師の資質、学力などは一切無視され、階級出身、及び毛沢東や共産党への「忠誠心」が唯一の「資格」になった。基本学力を備えなくても、「政治」的に信頼された「民辦」小学校教師が中国農村教育の主役になってしまったのである。明治時代の小学校教師の資格制度は小学校教師に必要な資質と現実の可能性のバランスをとりながらたびたび修正され、絶えずに変動している。小学校教師の資格制度の確立過程は最も合理的小学校教師像を模索する過程でもある。資格制度の確立により、師範学校を経ていない無資格教師にとって、「授業生」「授業雇」「代用教員」の経歴は、資格教師としての第一歩であった。資格制度に従って努力すれば資格教師になれる道が広がっていた。この学力重視、資格と身分、待遇と一致する明治時代の小学校教師免許状制度に対して、80年代の中国の教師合格証制度は、待遇・身分とつながらない制度であり、健全な「民辦」教師の「公辦」教師へ昇進制度は、長い年月を経ても、完全に確立されなかった。中国は「民辦」教師という重すぎる歴史の重い荷を21世紀にも負い続けるかもしれない。全国の239万(1990年)の普通の農村小学校「民辦」教師にとって、名実が一致した資格教師である「公辦」教師への道は、まだまだ長い道程である。

## 参考文献

- 1) 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』第1巻、450頁。
- 2) 中国科学院のレポート『生存と発展』、中国社会科学出版社、39頁、1989年1月。
- 3) 明治18年「気仙郡学事状況取調進達」『岩手県教育史資料』14集185頁。
- 4) 『岩手県教育史資料』第三巻(2)240頁。
- 5) これは、当時水沢県の教師の髪型に関する布達から窺える。小学校を設立する際、水沢県の官員が管内を巡回し教師に辞令を交付したとき



- などは、出頭した教師たちの髪が千態万様で、そのためわざわざ布達を出して、教師の容儀を取り締まらなければならないほどであった。『岩手県近代教育史』第一巻、523頁。
- 6)「下矢作小学校沿革資料」『岩手県教育史資料』第十四集239頁。
- 7) 牧昌見『日本教員資格制度史研究』風間書房、30頁の表I-7を参照、昭和46年。
- 8)「教員予備学校通則」『岩手県史』第8巻460頁。
- 9) 県令第二十八号『岩手県史』第8巻463頁。
- 10)『岩手県近代教育史』第1巻、1169頁。
- 11)「小学校授業屢席次ノ件」『岩手県教育史資料』第二十集107頁。
- 12)「明治20年気仙教員予備学校生徒卒業試験成績表」を参照、『岩手県教育史資料』第十五集153頁。
- 13)「小学校創設期における教員社会」を参照、石戸谷哲夫・門脇厚司『日本教員社会史研究』亜紀書房、12頁、1981年。
- 14)「下矢作小学校沿革志資料」『岩手県教育史資料』第十四集267頁。
- 15)『岩手県近代教育史』第一巻1165頁。
- 16) 同上書、1167頁。
- 17) 石戸谷哲夫『日本教員史研究』248頁の第1図注2)を参照。
- 18)『岩手県近代教育史』第一巻、1176頁。
- 19) 明治27年から同37年まで、下矢作小学校へ参観者の名簿にはこれらの名前と職名が載せられている。「下矢作小学校沿革志資料」『岩手県教育史資料』第十四集277頁。
- 20)『教育大辞典』(1)、上海教育出版社、234頁、1990年。
- 21) 馬叙倫部長の第一次全国初等教育及び師範教育会議での閉幕辞を参照、『当代中国高等師範教育資料選』華東師範大学出版社、12頁、1986年。
- 22) 当時、出産期の女性一人当たりの出産率は5.87人に達していた。上海市知力開発研究所『基本教育与国家発展——中国四十年的歴史経験』華東師範大学出版社、36頁、1991年
- 23) 多賀秋五郎編『近代中国教育史資料・人民中国編』907~908頁に収録。
- 24) 王哲「山東一年来的小学教育工作及今後の方針與任務」『山東教育』新五号、1949年12月。
- 25) 李舜琴「一年来察哈爾省的小学教育」『察哈爾教育』1950年1期。
- 26) 同上。
- 27)「中国教育工会全国委員会公辦民助実験工作總結」『光明日報』1951年2月21日。
- 28) Roderick Macfairquhar・John King Fairbank『中華人民共和国史1966—1982』中訳本、上海人民出版社709頁を参照、1992年4月。
- 29) 王中青「山西省1949冬学運動的總結報告」『新華月報』第二巻、第二期、1950年2月。
- 30)『華東教育通信』、1956年6期。
- 31)「関与教育工作的指示」瞿葆奎主編『教育学文集』『中国教育改革』巻、人民教育出版社、280頁、1991年。
- 32) 同上書、285頁。
- 33) 陽原県教育委員会『陽原県教育志』237頁、1989年。
- 34) 江蘇省教育庁「鞏固と發展耕読小学的幾個問題」瞿葆奎主編『教育学文集』『中国教育改革』巻、人民教育出版社、478頁、1991年。
- 35) 同上書、481頁。
- 36) 同上書、487頁。
- 37) 同上書、489頁。
- 38)『人民日報』1969年5月12日。
- 39) 同上。
- 40)「從三個大隊教育革命的實踐看貧下中農怎樣管理学校——黑竜江調查報告」『人民日報』1968年10月28日。
- 41)「中・小学校教師考試合格証書辦法」『中華人民共和国教育法規彙編』637頁、1990年。
- 42) 国家教育委員会「関与加強中・小教師隊伍管理工作的意見」『教育法全書』465頁。
- 43) 例えば、河北省三河県師範学校には、省から配分された募集定員は1985年に10名、1986年8名しかなかった。職場へ配置を保証しない定員以外の募集に対して、応募者がほとんどなかった。結局、同校は18名の教師を以て18名生徒を教える状態になった。「三河県実施義務教育調査」『中国普及義務教育調査』150頁。
- 44) 各省の義務教育に関する調査により統計、『中国普及義務教育調査』。
- 45)「福建省関与1989年從民辦教師中選抜録用公辦教師的通知」閩教人字「1989」130号。